令和6年10月20日 執行 身延町長選挙

選挙公営(公費負担) 様式集

身延町選挙管理委員会

選挙運動用自動車運送契約書 (ハイヤー方式)

	甲(候補者氏名	<u> </u>	と乙(業者等氏名又は名称)		とは
싂	6和6年10月20日	執行(予定)の 身延町長選挙	の選挙運動のために使用する	5公
聙	战選挙法第141条	:第1項の自動	車の運送について、次のとお	り契約を締結する。	
1	払う。ただし、 することとな	、乙は、甲に らない場合に る条例の定め	曷げる自動車の運送を引き受り 係る供託物が、公職選挙法第 は、身延町の議会の議員及び る手続により、甲が乙に支払 する。	93条の規定により身延町に帰 長の選挙における選挙運動の	属公
	(1) 車 種	Ì			
2 3	自動車の運送			年月日までとする。	
	(1) 1日当た	りの金額 _	円(ただし	、1日目は、	<u>円</u>)
4	(2) 契 約 この契約書に		円 (うち消 事項については、甲、乙協議の	' <u></u>	
	この契約の証	として、本書	2通を作成し、甲、乙それぞれ	11通を保管する。	
	年	月 日			
		甲(保持者)	住所		
		(候補者)	氏名		
		乙 (事業者等)	住所		
			氏名	印	
			(代表者氏名)		
俌	計 考				

- 1 公費負担の対象となる自動車の運送期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において運送する期間とすること。したがって、例えば、立候補の届け出前から運送をしていても、立候補の届出の日の前日までに係る運送については、公費負担の対象とならないこと。
 - 2 乙が身延町長に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏 名等を記載すること。
 - 3 乙が法人の場合は、代表者印を押印すること。
 - 4 乙は、道路運送法第3条第1号ハに該当するものであること。

選挙運動用自動車賃貸借契約書 (自動車の借入れ)

	甲(個	幹補者	f 氏名	<u> </u>		と乙(事業者)	等氏名又は名	称)		とは、
令	和6年	三10月	20 F	林	行(予定	三)の 身延	町長選挙	の選挙運動	めのために使用す	る公
職	選挙	法第	141為	条第1 ¹	頁の自動	助車の賃貸借につ	いて、次のと	おり契約を	·締結する。	
1	ただ とと に関	し、らる	乙は ない 条例	、甲1場合1 場合1	こ係る供 こは、身	は託物が、公職選 ア延町の議会の議	学法第93条の 員及び長の選)規定により 選挙における	対して賃料を支払 身延町に帰属する 選挙運動の公費負 、同条例の定める	るこ 負担
	(1)	車	種	Ĺ						
		カ車の	賃賃	貨借期		 令和 年 月 のとおりとする。		和 年 月	 日 までとする。	
	(1)	1日	当た	りの生	金額 _		円(ただし、	1日目は、		円)
4	(2) = 0				額 <u></u> のない	事項については、				
	この	契約	の証	とし	て本書2	通を作成し、甲、	、 乙それぞれ]	1通を保管す	·る。	
		:	年	月	日					
				甲	. .	住所				
				(疾	補者)	氏名			(EII)	
				乙(事)	業者等)	住所				
				(尹)	未日 守力	氏名			印	
						(代表者氏名)				

備 考

- 1 公費負担の対象となる自動車の賃貸借期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において賃貸借する期間とすること。したがって、例えば、立候補の届出前から賃貸借していても、立候補の届出の日の前日までに係る賃貸借については、公費負担の対象とならないこと。
- 2 乙が身延町長に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載すること。
- 3 乙が法人の場合は、代表者印を押印すること。

選挙運動用自動車燃料供給契約書 (燃料の供給)

甲(候補	者氏名)	と乙(業者等氏	名又は名称)	とは、
				の選挙運動のために使用す	
職選挙法第	5141条第1項の目	自動車の燃料の供給	こついて、沙	てのとおり契約を締結する。	
を支払う 属するこ 公費負担	。ただい、乙ぱ ととならない場	は、甲に係る供託物; 場合には、身延町の詞 の定める手続により、	が公職選挙法 議会の議員及	供給し、甲は、これに対した は第93条の規定により身延町 とび長の選挙における選挙運 で払うべき金額のうち、同条	に帰 動の
(1) 供約	給期間 令和	年 月 日から	令和 年	月日まで	
(2) 燃料	学の種類				
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	給を受ける自動 金は、次のとお	車の登録番号(車両着 りとする。	番号)		
10当たり	の金額	_円(諸税込み)			
		0、総額 い事項については、		内 の上、別に決定する。	
この契約]の証として本言	№2通を作成し、甲、	乙それぞれ	1通を保管する。	
	年 月 日	1			
	甲(/7.44*)	住所			
	(候補者)	氏名			
	<u>Z</u>	住所			
	(事業者等)) 氏名		印	
		(代表者氏名)			
備 考 1 燃料(の供給期間は、	立候補の届出の日カ	いら選挙期日	の前日までの間において供約	合する

- 期間とすること。 2 乙が身延町に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名 等を記載すること。
- 3 乙が法人の場合は、代表者印を押印すること。

選挙運動用自動車運転契約書 (運転手の雇用)

	甲(個	され えんしゅう えんしゅう えんしゅう えんしゅう えんしゅう えんしゅう えんしゅう えんしゅう えんしゅう しゅう はいしょう えんしゅう しゅう しゅう しゅう えんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	当氏 名	占)		}	と乙(運	転手	氏名)_			とは	`	令和	16年1	.0月20	日
韓	行(=	予定)	\mathcal{O}		身延岡	町長選挙	举	の選	挙運動	のため	に使り	用する	5公耶	戦選2	≱ 法第	, 141条	第1
項	の自	動車	の運	転に	ついて	て、次の	つとおり) 契約	を締結	する。							
	は、 い場	甲に合に	係る は、 る手	供託 身延	物が、 町の調	自動車 公職選 養会の講 甲がて	選挙法第 義員及で	第93条 バ長の	:の規定 選挙に	により おける	身延 選挙	町に加運動の	帚属 つ公 引	する、 費負	ことと 担に関	なられ	な 条
	. — .	•			•	令和 りとす	•	月月	から	令和	年	月	日	まで。	とする) ₀	
	(1)	1日	当た	りの	金額				_円								
4	(2) = 0			金に定め	.,,	い事項	につい	ては、	_円 甲、ō	△協議の	の上、	別に	決定	ごする) _o		
	この	契約	の証	とし	て本書	書2通を	作成し	、甲、	乙それ	ıぞれ1	通を	保管	する。)			
			年	月	E	3											
				甲	↓ 	住月	近										
				(作	補者)	氏名	Ż						ED				
				乙	±→ -	住居	近										
				(連	転手)	氏名							EI				

- 1 運転手の雇用期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において雇用する期間とすること。したがって、立候補の届出前から雇用していても契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 乙が身延町に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載すること。

選挙運動用ビラ作成契約書

甲(候補者氏名)	と乙(業者等氏名又は名称)	とは
令和6年10月20日 執行(う	テ定)の 身延町長選挙	の選挙運動のために使用する
公職選挙法第142条第1項第3	号のビラの作成について、次の	とおり契約を締結する。
1 甲は、乙に対して次に掲	げるビラを発注し、乙はこれを	請け負う。
(1) 規格 縦	cm × 横cm	
(2) 枚数	_枚	
(3) 納期限 2 請負代金は、次のとおり	とする。	
(1) 1枚当たりの金額	円(税込み)	
(2) 契 約 金 額	円(うち	肖費税額円)
4 甲は、前項の規定による う。ただし、乙は、甲に依 こととならない場合には、	を作成し、甲に引き渡さなけれ ビラの引渡しがあった後、乙に そる供託物が公職選挙法第93条の 身延町の議会の議員及び長の F続により、甲が乙に支払うべ。	対して第2項(2)の代金を支払 D規定により身延町に帰属する 選挙における選挙運動の公費負
5 この契約書に定めのない	事項については、甲、乙協議の	上、別に決定する。
この契約の証として本書2	通を作成し、甲、乙それぞれ1	通を保管する。
年 月 日		
甲(/2.44.47)	住所	
(候補者)	氏名	(
(事************************************	住所	
(事業者等)	氏名	印
供 		

- 備 考 1 乙が身延町長に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏 名等を記載すること。 2 乙が法人の場合は、代表者印を押印すること。

選挙運動用ビラ作成費用明細書(選挙運動の公費負担用)

令和6年10月20日	執行(予定)の	身延町長選挙
候補者氏名		

(単位:円)

					(<u>早</u> 仏:円 <i>)</i>
項目	仕様・内容等	数量	単価	金額	備考
写真撮影費					
企画費					
材料費					
印刷・ 加工費					
管理費					
	小計				
	うち消費税				
	合 計				

年 月 日

(ビラ作成業者) 住所

氏名

印

(代表者氏名)

EIJ

備考 この様式によりがたいものにあっては、この様式に準じて作成することができます。

選挙運動用ポスター作成契約書

公	令和€	5年16	0月20) 目	執行	(予)	<u></u> とて 定)の テのポ		身	延町	長選:	挙	(の選	挙述 お	重動の り 契約	つた& 約を約	かに傾締結っ	巨用す	とは
1	甲烷	t 、	こに対	けして	次に	掲げ	げるポ	スタ	ーを	発注	し、	乙は	これ	を請	計け	負う。				
	(1)	規	格		縦 _		cm	×	横		_ cm									
	(2)	枚	数				枚													
2		納其負代金		次の	とお	りと	:する。	0		-										
	(1)	1枚	当た	りのま	金額	-		F	(税	込み)										
	乙烷	よ、糸	内期队	見まで	にポ	スタ	マーを [・] パスタ・	作成	し、	甲に	引き	渡さ	なけ	れば	ばな	らなし	ر ا			
•	払する負	。た こと 担に	だとなす	、乙/ らな/ る条/	さ、 ^E ハ場る 列に。	甲に合に	係る供は、見かれています。	共託物 化延用	が、 丁の記	公職 養会の	選挙	巻法第 員及び	第93 <i>多</i> 『長∂	たの り選	規定 挙に	によ	り身る選	/延町 異挙運	に帰 動の	属公
5	延町: この					い事	事項に	つい	ては	、甲、	۷-	協議	の上	、另	川に	央定~	する。)		
	この	契約	の証	とし	て本語	書2通	通を作,	成し	、甲	、乙-	それ・	ぞれ	通ぎ	保	管す	つる。				
			年	月	E	3														
					+土、		住所													
				(1矢1	補者)		氏名													
				乙 (事)	業者等		住所													
				(+1)	√ ∇: □ ¬		氏名									印				
							(代表	者氏	名)											

- 備 考 1 乙が身延町長に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏 名等を記載する。 2 乙が法人の場合は、代表者印を押印すること。

選挙運動用ポスター作成費用明細書(選挙運動の公費負担用)

候補者氏名	令和6年10月20日	執行(予定)の	身延町長選挙
	候補者氏名		

(単位:円)

項目	仕様・内容等	数量	単価	金額	備考
写真撮影費					
企画費					
材料費					
印刷・ 加工費					
管理費					
	小計				
	うち消費税				
	合 計				

年 月 日

(ポスター作成業者) 住所

氏名

印

(代表者氏名)

EI

備考 この様式によりがたいものにあっては、この様式に準じて作成することができます。

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

身延町選挙管理委員会委員長 様

令和6年10月20日 執行 身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名)

(EJ)

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

7.0 11 7 11 11 11		.,. , ,		
契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあってはその代	契約	期間	備考
大小1十万日	表者の氏名	運送契約期間	運送契約金額	VIII 75

2 1に掲げる場合以外の場合

<u> </u>		· · · ////////////////////////////////			
	契約の相手方の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあってはそ	契約内容		備考	
区分	の代表者の氏名	借入期間等	契約金額	NHI 27	
自動車の 借入れ					
燃料代					
運転手の 雇 用					

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間 を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又 は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込み額を記載して差し支えありません。)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

身延町選挙管理委員会委員長 様

令和6年10月20日 執行 身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名)

(EII)

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあってはその代 表者の氏名	契約	備考	
关机牛月日		作成契約枚数	作成契約金額	NH 2→

備考

契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用ポスター作成契約届出書

身延町選挙管理委員会委員長 様

令和6年10月20日 執行 身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名)

(EII)

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあってはその代 表者の氏名	契約	備考	
关机千万口		作成契約枚数	作成契約金額	

備考

契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選举運動用自動車燃料代確認申請書

身延町選挙管理委員会委員長 様

令和6年10月20日 執行 身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名)

(EII)

次の選挙運動用自動車燃料代につき、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定により確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名(名称)

住所

代表者氏名(※法人の場合)

- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備考		

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から身延町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約 届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してくだ さい
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載して ください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

身延町選挙管理委員会委員長 様

令和6年10月20日 執行 身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名)

(EJ)

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動 の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名(名称)

住所

代表者氏名(※法人の場合)

3 確認申請枚数 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備考		

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から身延町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を 受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

身延町選挙管理委員会委員長 様

令和6年10月20日 執行 身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名)

(EJ)

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙 運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名(名称)

住所

代表者氏名(※法人の場合)

3 確認申請枚数 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備考		

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から身延町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

令和6年10月20日 執行 身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名)

(EII)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

<u> </u>	1 0 00/13 0 10 0	<i>)</i> - • • • • • •	HIII / 1 C	0, 70	
運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	一般乗用旅客自動車道 1 送事業者との運送契約 による		2		場合以外の 合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並び に法人にあってはその代表者の氏名					
車種及び自動車登録番号又 は車両番号	運送等年	.月日	運送等	等金額	備考
				円	
				円	
				円	
-				円	
				円	

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が町に支払を請求するときは、この証明書に請求書を添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者については供託物が没収された場合には、運送事業者等は、町に支払を請求することができません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合
 - 64,500円

- (2)(1)以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれも締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者 の指定する1台に限られていますので、その指定した1台のみについて記載してくださ い。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者のした選挙運動 用自動車以外の選挙運動用自動車については、町に支払を請求することができません。

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

令和6年10月20日 執行 身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名)

(EII)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

	氏名又は名称及び住所並び はその代表者の氏名			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運 動用自動車の自動車登録番 号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
		リットル	円	

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下アラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から供給の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契 約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してく ださい。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者 は、町に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

令和6年10月20日 執行 身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名)

(EII)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所	住所	
連転子の以名及の住所	氏名	
雇用年月日	報酬の額	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手事別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について、供託物が没収された場合には、運転手は、町 に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて、12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費 負担の対象となるのは候補者が指定する1人に限られていますので、その指定した1人 のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、町に支払を請求することができません。

選挙運動用ビラ作成証明書

令和6年10月20日 執行 身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名)

(EJ)

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並び に法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作 成 金 額	円
備考	

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者については供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
- (1) 枚 数 町長 5,000枚、 町議会議員 1,600枚
- (2) 限度額 7円73銭(単価) × (1)の枚数

選挙運動用ポスター作成証明書

令和6年10月20日 執行 身延町長選挙

候補者氏名(※戸籍名)

(EII)

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区における ポスター掲示場数	82箇所

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補 者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が町に支払を請求するときは、この証明書に請求書を添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者については、供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、町に支払を請求することができません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数
- (2) 限度額 541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。) × (1)の枚数

請求書(選挙運動用自動車の使用)

身延町長様

住所(所在地)

氏名(名称)

印

(代表者名)

(EJT)

※法人にあっては、その代表者の氏名も記入する。

身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選 挙 名 令和6年10月20日 執行 身延町長選挙

4 候補者の氏名(※戸籍名)

5 振 込 先

金融機関名	本・支店名	
口座種別	口座番号	
フリガナ		
口座名義		

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領した者をいう。以下同じ。)の写し)とともに選挙期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲に限られます。

請 求 内 容 内 訳 書 (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約 により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
	円×1台= 円	64,500円×1台= 64,500円	円	
	円×1台= 円	64,500円×1台= 64,500円	円	
	円×1台= 円	64,500円×1台= 64,500円	円	
	円×1台= 円	64,500円×1台= 64,500円	円	
	円×1台= 円	64,500円×1台= 64,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

請求內容內訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との 契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

1 自動車の借入れ

1 日初午*7日	7 th 0			
使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
	円×1台= 円	16,100円×1台= 16,100円	円	
	円×1台= 円	16,100円×1台= 16,100円	円	
	円×1台= 円	16,100円×1台= 16,100円	円	
	円×1台= 円	16,100円×1台= 16,100円	円	
	円×1台= 円	16,100円×1台= 16,100円	円	
計			円	

- 1 「運送金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの金額を記載してください。 2 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してくだ さい。

請 求 内 容 内 訳 書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との 契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

2 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は 車両番号	蚁 ()	基準 限度額 (イ)	請求金額	備考
		円× リットル= 円	\setminus		
		円× リットル= 円			
		円× リットル= 円			
		円× リットル= 円			
		円× リットル= 円	igwedge igwedge		
計		円	38,500円	円	

- 1 「基準限度額」の計欄には、確認書で記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄のうち、いずれか少ない方の金額を 記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(ア)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

請 求 内 容 内 訳 書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との 契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

3 運転手

使用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12, 500円	円	
	円	12, 500円	円	
	円	12, 500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してく ださい。

請求書(選挙運動用ビラの作成)

身延町長様

住所(所在地)

氏名(名称)

印

(代表者名)

(EJI)

※法人にあっては、その代表者の氏名も記入する。

身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 円

- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選 挙 名 令和6年10月20日 執行 身延町長選挙
- 4 候補者の氏名(※戸籍名)
- 5 振 込 先

金融機関名	本・支店名	
口座種別	口座番号	
フリガナ		
口座名義		

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書は、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

請求內訳書

候補者氏名(※戸籍名)

作成金額 基準限度額			額	請求金額					
単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
円	枚		円 円 7.73	枚		円 円	枚	円	

- 1 D欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。 2 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請求書(選挙運動用ポスターの作成)

身延町長様

住所(所在地)

氏名(名称)

印

(代表者名)

(EJI)

※法人にあっては、その代表者の氏名も記入する。

身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 4 候補者の氏名(※戸籍名)
- 5 振 込 先

金融機関名	本・支店名	
口座種別	口座番号	
フリガナ		
口座名義		

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。

請求内訳書

候補者氏名(※戸籍名)

選挙区にお けるポス	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
ター掲示場	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
数	A	В	$A \times B$	С	D	$C \times D$	E	F	$E \times F$	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
82				4, 398	82	360, 636				

- 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。 4 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 E×Fの欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り上げてください。